

小国小学校いじめ防止基本方針

平成30年4月改訂

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

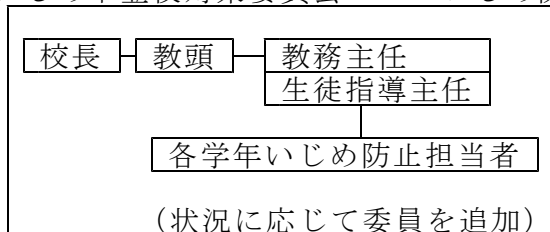
いじめはどの学校でも、どの子どもにも、起こりうるものであり、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、犯罪行為として取り扱われるべき事案も存在する。「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持つとともに、加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるようにすることが必要である。

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、国民的な課題である。このようないじめに対する共通理解をもって、次のようなポイントを基本姿勢としながら、学校、保護者、地域をあげていじめ防止等の取組を進めていく。

- (1) 「いじめは決して許されない」ことを理解し、いじめを生まない雰囲気づくりに努める。
- (2) 子どもたちのささいな変化にも気付くとともに、いじめを早期発見する体制づくりに努める。
- (3) いじめを受けた児童の安全を確保し、「いじめは決して許されない」という姿勢を持っていじめ解消に努める。
- (4) 家庭や地域との連携を図る。
- (5) 関係機関との連携により、様々な視点から見た予防、解決に努める。

3 いじめ防止等に関する組織（学校関係）

いじめ不登校対策委員会・・・いじめ防止等の取組の中心的役割



その他の関係組織

(状況に応じ連携していく)

- 人権教育推進委員会
- 特別支援教育校内支援委員会
- 学校保健委員会
- 学校運営協議会

4 いじめ防止等のための取組

(1) いじめの未然防止

「認め、ほめ、励まし、伸ばす」教育行動指標を踏まえた指導、支援により、子どもたちが適切な学習により確かな学力を身に付け、それに伴う自己有用感や充実感を感じられる学校生活を送り、夢やそれに挑戦する意欲を持ち、円滑なコミュニケーション等により、お互いを認め合い、いじめを生まない土壌づくりに努める。

- ① 道徳の授業を中心として、全ての教育活動を生かした道徳性の育成を行う。
- ② 基本的な生活習慣の指導を徹底し、規範意識を養う。
- ③ 様々な形での集団活動により体験や交流を行い、自ら主体的に考え、協力しあう活動を通してコミュニケーション能力を高めるとともに、他者への思いやりの心を育み、楽しい学校づくりを推進する。
- ④ 「心のきずなを深める月間」や「心のアンケート」、その他の学校におけるいじめ防止のための活動により、「いじめは絶対に許されない」という意識の向上を図る。
- ⑤ 教職員のいじめに対する基本的認識を深めるとともに、不適切な認識や言動、体罰等のない適切な指導ができるよう研鑽を深めるとともに、保護者、地域とともにいじめを許さない環境づくりに努める。

(2) いじめの早期発見

いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうるものという認識により、子どもの些細な変化にも気づくとともに、その情報を収集する方策や体制、雰囲気づくりを行い、いじめの早期発見に努める。

- ① 登校後から下校まで、子どもたちの個々の表情や集団の雰囲気を観察したり、子どもとのコミュニケーションに努め、職員集団として子どもの些細な変化を見逃さず、その情報について共有していく。
- ② 「心のアンケート」や「子どものサイン発見チェックリスト」、学校独自で行う教育相談や調査により、定期的な実態調査により、学校が組織としていじめを正確に認知するよう努める。
- ③ 小国ノートや家庭連絡帳等を活用し、担任に気軽に相談できる機会や方法を増やす。
- ④ 学校だけでなく、いじめについて相談できる関係機関等を事前に周知徹底する。

(3) いじめに対する措置

ここにおいても、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうるものという認識により、いじめが起こったことに消極的にならず、解決に向けて全力を尽くさなければならない。そして、いじめられた子どもやいじめを知らせた子どもを守り通す絶対的な姿勢により、形式的な指導ではなく、そのいじめを根絶する指導、支援を行っていく。

- ① 個人情報に留意しながら、事実の確認と情報の共有を図る。
- ② 家庭訪問等により、保護者に事実関係を直接伝え、連携して解決に向けて取り組む。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○誰が誰をいじめているのか。○いつ、どこで起こったのか。○どのような内容、被害なのか。○いじめのきっかけは何か。○いつから、どれ程の期間続いているか。 |
|---|

- ③ 当事者だけの問題にせず、学級及び学年、学校全体の問題として捉えた指導を行い、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢を示す。
- ④ 必要に応じてカウンセラーや関係機関等と連携し、心のケアにあたる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、町教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(4) 重大事態への対処

いじめにより子どもの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態の場合には、町教育委員会との協議により、関係機関や第三者等を含めた組織を設置し、適切な対処、情報の共有や提供を行っていく。

(5) 児童の取組

児童がいじめ防止等に主体的に取り組むために、一人一人の意識の向上とともに、児童会活動等を柱に、学級、学年、学校全体または部活動、その他の所属集団それぞれにおいて、いじめを決して許さない雰囲気をつくっていく。

(6) PTA 活動としての取組

家庭と学校の連携により、いじめ防止等の意識向上に向けた啓発活動やいじめ防止等の具体的活動を各家庭において積極的に行っていく。

5 いじめ防止等への対策に関する留意事項

(1) 基本方針の公表

本基本方針については、学校運営協議会や PTA の各種会議、保護者会等において公開し、意見交換する機会を設ける。また、年間を通じていじめの問題についての理解を深めるための広報活動を積極的に行っていく。

(2) 基本方針の見直し

本基本方針については、教職員による意見はもちろん、様々な機会で得た子ども、保護者、関係機関等の意見や実態、社会情勢を考慮し、子どもや社会の実情に実効性のある方針となるよう随時見直しを進めていく。また、変更した点があれば、その都度公開していく。